

<説明会テキスト>

平成17年
商標法の一部を改正する法律について
概要・新旧対照表・附則

特 許 庁

< 目 次 >

法律改正の概要	-----	1
1 . 改正の目的	-----	2
2 . 現行制度	-----	3
3 . 現行制度の問題点	-----	4
4 . 新制度の概要	-----	5
5 . 地域団体商標の登録要件	-----	6
6 . 出願の変更	-----	1 1
7 . 商標登録の効果	-----	1 2
8 . 商標権の効力	-----	1 3
9 . 商標権の移転・使用権の設定	-----	1 4
1 0 . 異議申立・無効審判・取消審判	-----	1 5
1 1 . 施行日・経過措置	-----	1 6
参考 改正法成立までの経緯	-----	1 8
新旧対照条文	-----	2 8
附則	-----	2 0
参考資料・商標制度の概要	-----	2 9

法律改正の概要

地域ブランドをより適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標について、地域団体商標として登録を受けることを可能とする措置を講ずる。

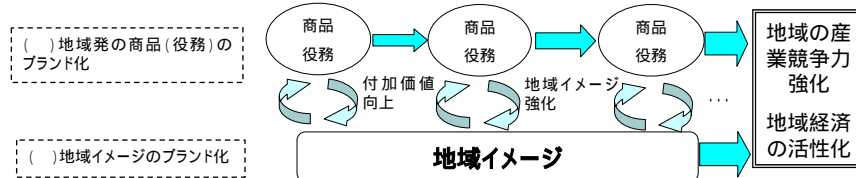
地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標(地名入り商標)が、事業協同組合や農業協同組合等によって、地域との密接な関連性を有する商品に使用されたことにより、一定程度の周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。

地域団体商標の出願前から同一の地名入り商標を使用している第三者は、自己のためであれば当該商標を引き続き使用することができる。

地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われた場合に無効審判の対象とするとともに、商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合に取消審判の対象とする。

1. 改正の目的

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援する。



知的財産推進計画2004
(平成16年5月27日知的財産戦略本部)

農林水産物等の地域ブランドの保護制度の在り方について、産品・製品等の競争力強化や地域の活性化、消費者保護等の観点から、名称が一般化している、あるいは他地域での使用が既に定着している産品・製品等への影響等に配慮しつつ、2004年度に検討を行う。

新産業創造戦略
(平成16年5月経済産業省)

地域ブランド確立支援のための制度を整備する。特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品に係る「地域ブランド」の確立を支援するため、地域ブランドを保護する制度の整備を検討する。

背景

近年、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの(自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等)関連性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取組み(地域ブランド化)が全国的に盛んになっており、こうした取組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている。

このような取組みは、一定の地域内において、特定の商品の生産又は役務の提供に携わる者が協力し、これらの商品(役務)について、地域名を付した共通のブランド(地域ブランド)を用いて生産等を行うものであり、地域ごとの独自の創意工夫をもとに需要者の認知を高め、商品(役務)の内容の高度化と差別化を図り、付加価値を高めていこうとするものである。

地域ブランドを商品(役務)に付すことは、それら商品(役務)の付加価値の源泉がその地域性にあることや、その地域産の商品(役務)が他の地域産の商品(役務)と差別化が図られたものであることをより効果的に需要者に発信しようとするものである。このような地域ブランド化に向けた取組みは、商品(役務)の付加価値向上を通じて地域産業の競争力強化につながるだけでなく、地域イメージのブランド化を通じて更に地域ブランドの価値を上げるといった好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むことにもなり、地域経済の持続的な活性化につながるものである。

2. 現行制度

地域ブランドとしては「地域名」と「商品(役務)名」を組み合わせた商標が用いられることが多いが、このような商標を文字商標として登録しようとしても、原則として、そのままの形で登録を受けることはできない(第3条第1項第3号・第6号)。

< 現行制度で登録可能な商標 >

全国的な知名度を獲得したことにより、特定の事業者の商品であることを識別できる場合 (例:夕張メロン、西陣織、信州味噌、笹野彫等)

夕張  西 陣 織  信州味噌 

図形等を組み合わせた場合 (例:小田原蒲鉾、大館曲げわっぱ、関あじ・関さば、三ヶ日みかん等)



笹野彫

現行制度

地域ブランド化の取組みにおいては、商品(役務)の種類によって若干の違いはあるものの、「地域名」と「商品(役務)名」とを組み合わせた商標が数多く用いられている。

しかしながら、現行商標法上、このような商標は、一定の要件を満たす場合を除き、識別力を有しない、特定の者の独占に馴染まないといった理由により、商標登録を受けることはできないこととされている(第3条第1項第3号・第6号)。

このため、「地域名」と「商品(役務)名」からなる商標の登録を受けることができるのは、使用の結果、全国的な需要者との関係において出所識別機能を有するに至った場合(第3条第2項)、又は、

他の識別力のある図形や文字を組み合わせた場合に限られていた。

(商標登録の要件)

第3条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一・二 (略)

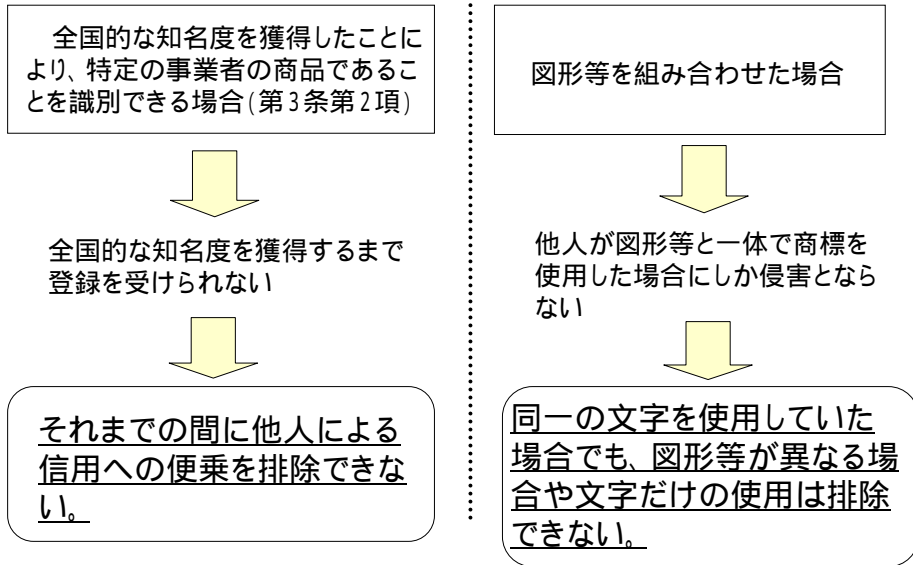
三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2. 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

3 . 現行制度の問題点



問題点

全国的な知名度を獲得した場合(第3条第2項)

全国的な範囲の需要者との関係で出所表示機能を有するようになるためには、通常、多額の投資及び長期の営業努力が必要となるため、全国的な知名度を獲得し、文字商標として登録できるまでの間、第三者の便乗使用を排除できない。

図形等を組み合わせた場合

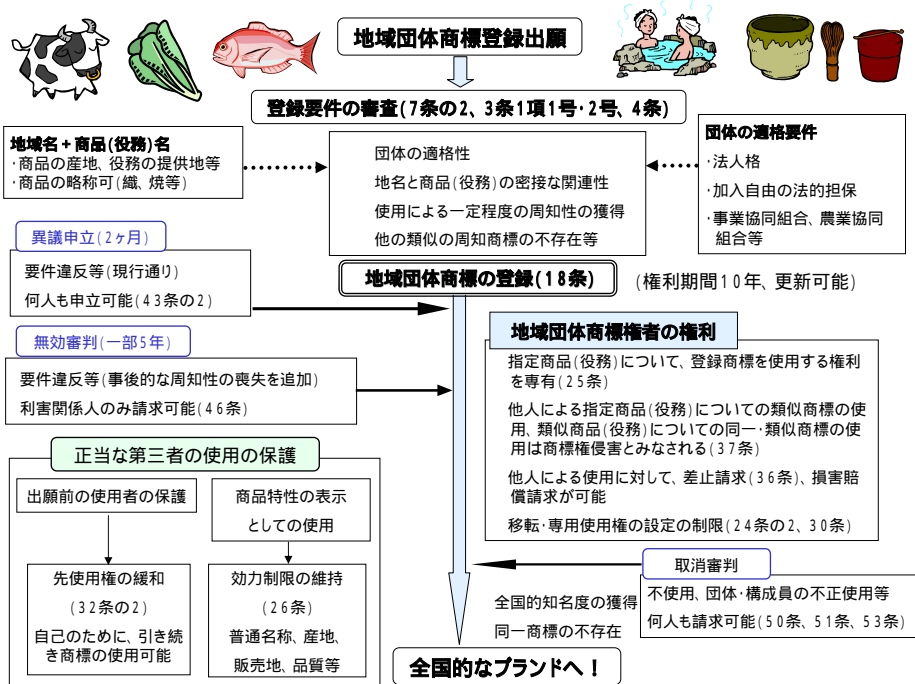
他者が当該図形等の部分を意図的に別の図形等に変えて地域ブランドを使用する場合や、単に文字のみで当該地域ブランドを便乗使用する場合に商標権の効力を及ぼし得ないこととなる。

4 . 新制度の概要

地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等が地域団体商標として登録することを認める。

< 具体的改正内容 >

- ・ 商標登録を受けることができる主体は、事業協同組合、農業協同組合等の特別の法律により設立された法人であり、法律上、構成員資格者の加入の自由が保障されているものとする。
- ・ 商標が使用されたことにより、全国的に著名とまではいえなくても、例えば、複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。
- ・ 地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われるなど、登録要件を満たさなくなった場合を無効審判の対象とする。
- ・ 地域団体商標の出願前から、不正競争の目的なく同一の商標を使用している第三者は、当該商標を継続して使用することができる。



5 . 地域団体商標の登録要件

出願人が主体要件を満たしていること
構成員に使用をさせる商標であること
商標が使用をされた結果、周知となっていること
商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること
商標中の地域が商品(役務)と密接な関連性を有していること
普通名称化していないこと、他に周知となっている同一・類似商標がないこと、商品(役務)の品質の誤認を生じるおそれのないこと等

出願人が備えるべき主体要件

法人格

+

事業協同組合等の
特別の法律により
設立された組合

+

設立根拠法において
構成員資格者の加入
の自由が保証

構成員に使用をさせる商標であること

地域団体商標の登録要件

出願人が備えるべき主体要件(第7条の2第1項)

法人であること
事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であること
設立根拠法において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのある組合であること

<登録を受けることができる法人> 事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、森林組合、酒造組合、酒販組合、商工組合、商店街振興組合 等

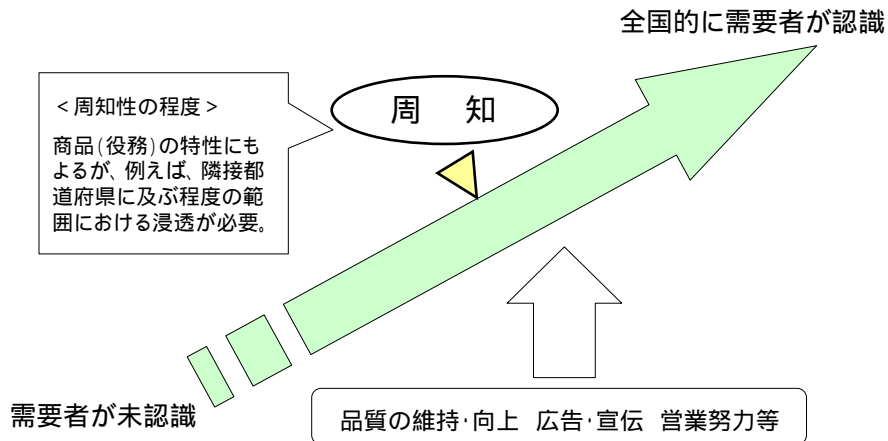
出願人は出願に際して、自己が登録要件を満たす法人であることを証明する書面(登記事項証明書等)を特許庁長官に提出しなければならない(第7条の2第4項)

構成員に使用をさせる商標であること(第7条の2第1項、第3条第1項柱書)

地域団体商標は、団体が構成員である事業者に団体の定める条件の下で使用をさせる商標であることが要件となる。

商標の周知性の要件

商標が使用の実績により出願人である団体又はその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして周知となっている場合に登録を認める。



周知性の要件(第7条の2第1項)

「周知」= 商標が出願人又はその構成員の業務に係る商品(役務)を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること。

<周知性の判断に当たり考慮される要素>

周知性については、
商標の使用期間
商標の使用地域
商品(役務)の生産・販売等の数量
営業地域
広告宣伝の方法・回数・内容
一般紙・業界紙における記事の掲載回数・内容 等
を総合的に勘案して判断する。

商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること

類型1 (第7条の2第1項第1号) 例) りんご、 みかん

地域の名称 + 商品(役務)の普通名称

類型2 (第7条の2第1項第2号) 例) 焼、 織

地域の名称 + 商品(役務)の慣用名称

類型3 (第7条の2第1項第3号) 例) 本場 織、 産キャベツ

地域の名称 + 商品(役務)の普通名称
又は
商品(役務)の慣用名称 + 産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字

商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること(第7条の2第1項各号)

<登録を受けることができる商標の構成>

地域団体商標として登録を受けられる商標は、以下の構成を有する商標である。
地域の名称及び商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
地域の名称及び商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
又は の文字に商品の産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字であって、普通に用いられる方法で表示するものを加えた商標

<地域団体商標としては登録を受けることができない商標の例>

- ・地名のみからなる商標
- ・図形等が入った商標
- ・特殊な文字で表示されているため、判読できない商標 等

地域と商品(役務)との密接関連性

商標中の「地域の名称」は、商品(役務)と密接な関連性を有する地域の名称であることが必要。

< 密接な関連性 >

- ・商品の産地である場合
- ・役務の提供の場所である場合
- ・製法が地域に由来している場合
- ・主要な原材料が地域において生産されている場合 等



地域と商品との密接関連性(第7条の2第1項、第2項)

商標中の「地域の名称」は、出願人又はその構成員が出願前から出願に係る商標の使用をしている商品又は役務について、
その商品の産地、
その役務の提供の場所、又は
、 に準ずる程度にその商品若しくはその役務と密接な関連性*1を有する地域の名称*2であることが必要。

*1 商品の製法が地域に由来している場合、地域において生産された原材料を用いて商品が生産されている場合等

*2 地域の略称も可能

出願人は出願に際して、出願に係る商標が地域の名称を含むものであることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない(第7条の2第4項)。

その他の登録要件

地域団体商標の固有の登録要件の他に、通常商標及び団体商標と同じ一般的な登録要件も満たす必要あり。

- ・商品(役務)の普通名称となっている商標、
- ・他人の未登録の周知商標と同一・類似の商標、
- ・商品(役務)の品質の誤認を生ずるおそれのある商標等は、登録を受けることができない。

地域団体商標の登録要件を満たす商標登録出願については、商品の産地、役務の提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する商標であること等を理由としては、登録を拒絶されない。

その他の登録要件

地域団体商標の商標登録出願が登録を受けるためには、地域団体商標の固有の登録要件(第7条の2第1項)のほかに、通常商標や団体商標について要求される一般的な登録要件(第3条、第4条等)も満たしていることが必要となる。

このため、

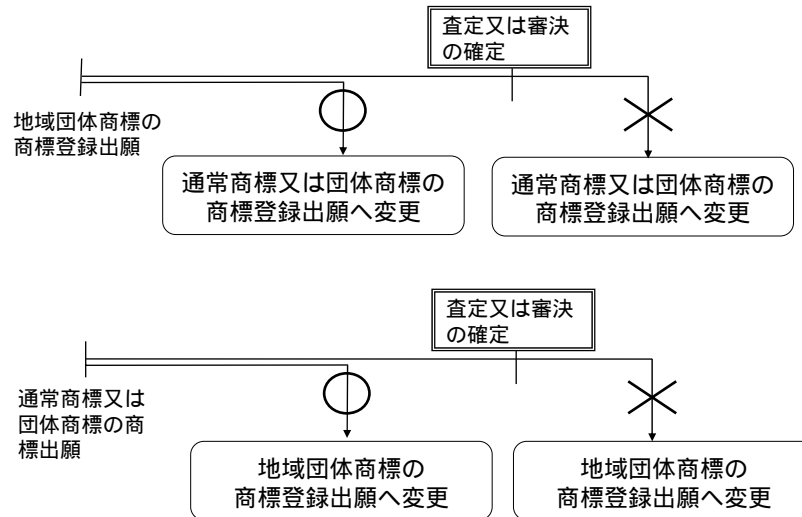
- ・商品(役務)の普通名称となっている商標(第3条第1項第1号)
- ・商品(役務)について慣用されている商標(第3条第1項第2号)
- ・他人の未登録の周知な商標と同一・類似の商標(第4条第1項第10号)
- ・商品(役務)の品質の誤認を生ずるおそれのある商標(第4条第1項第16号)等は、登録を受けることができない。

<参考> - 指定商品(指定役務)の限定について -

地域の名称と商品(役務)からなる商標は、需要者に「産の」、「で提供される」と認識させやすいものであるため、地域外で生産・提供される商品(役務)に使用される場合には、品質を誤認させることが考えられる(第4条第1項第16号)。そのため、地域団体商標の指定商品(指定役務)については、地域と商品(役務)の関係を明示することが必要。

「地域名」と「商品(役務)名」からなる商標は、商品の産地や役務の提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標(第3条第1項第3号)や、識別力を有しない商標(同項第6号)に当たるといった理由により、これまで登録を受けられなかったため、地域団体商標の固有の登録要件(第7条の2第1項の要件)を満たす商標登録出願については、第3条第1項第3号から第6号までの規定によっては、拒絶されない。

6 . 出願の変更



出願の変更(第11条)

査定又は審決が確定するまでの間は、地域団体商標の商標登録出願は、通常商標又は団体商標の商標登録出願へ変更できる。

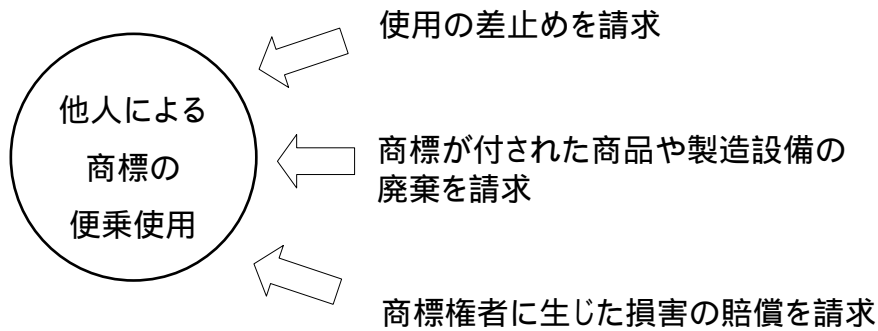
また、その間は、通常商標又は団体商標の商標登録出願は、地域団体商標の商標登録出願へ変更できる。

一方、査定又は審決の確定後は、地域団体商標の商標登録出願を通常商標又は団体商標の商標登録出願へ変更することはできず、また、通常商標又は団体商標の商標登録出願を地域団体商標の商標登録出願へ変更することはできない。

出願の変更があった場合には、変更後の出願の出願日はもとの商標登録出願時であるとみなされ、また、もとの商標登録出願は取り下げたものとみなされる。

7 . 商標登録の効果

商標権者は、他人による商標の便乗使用を自ら排除できる



商標登録の効果

- ・地域団体商標の商標登録出願が登録要件を満たし、商標登録をすべきとの査定がされると、商標権の設定の登録がされる(第18条)。
- ・商標権の存続期間は設定の登録の日から10年であるが、商標権者の申請により更新することもできる(第19条)。
- ・商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する(第25条)。
- ・他人が、指定商品(指定役務)又は指定商品(指定役務)に類似する商品について、登録商標又は登録商標に類似する商標を使用する行為は、商標権侵害となる(第37条)。
- ・商標権者は、商標権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、
 - 侵害の停止又は予防の請求
 - 商標が付された商品の廃棄、製造設備の除却等の請求
 - 損害賠償請求を行うことができる。

8 . 商標権の効力

< 正当な第三者の使用の保護 >

出願前からの使用者の保護



< 先使用权 >

地域団体商標が出願される前から、不正競争の目的なく、継続して使用している商標については、引き続き使用することができる(第32条の2)。

商品特性の表示としての使用



< 効力制限の維持 >

表示されている態様からみて、商品の普通名称や産地、品質等を表示するものにすぎず、出所表示機能を果たしていないと認められる商標については、商標権の効力が及ばない(第26条)。

第三者の使用について

< 先使用权(第32条の2) >

商標法は、商標登録出願前から使用されていた同一・類似の商標については、未登録であっても、周知となっている場合には、継続して使用することができる権利を認めている(先使用权)(第32条)。

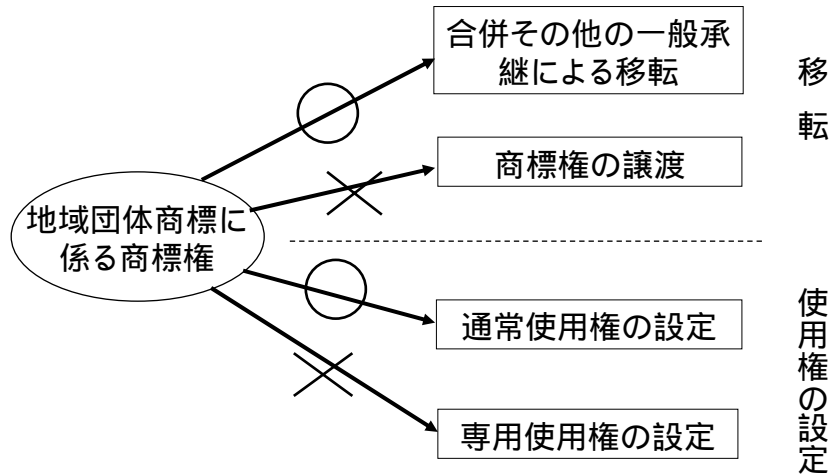
地域団体商標については、従前から商標を使用している第三者の利益を害することのないよう、地域団体商標の商標登録出願前から不正競争の目的なく継続して使用をしている商標については、周知性を有していないものであっても、引き続き使用する権利を認める(第32条の2第1項)。

また、商品(役務)の出所の混同防止のため、地域団体商標の商標権者は、先使用者に対して混同防止のための適当な表示を付すことを請求することができる(第32条の2第2項)。

< 商標権の効力が及ばない範囲(第26条) >

地域団体商標に係る商標権についても、商標権の効力が及ばない範囲を規定する第26条の規定がそのまま適用される。このため、第三者が地域団体商標に係る登録商標と同一又は類似の商標を使用しても、その商標の表示態様からみて、商品(役務)の普通名称、産地、提供の場所、品質等の内容を表示するものにすぎず、商品の出所を示す商標として機能していないと認められるときには、商標権の効力が及ばず、商標権侵害とはならない。

9 . 商標権の移転・使用権の設定



商標権の移転・使用権の設定について(第24条の2、第30条、第31条)

地域団体商標固有の登録要件を設けた趣旨を損なわないよう、移転・使用権の設定につき、一定の制限を設けている。

- ・ 地域団体商標に係る商標権の譲渡は不可。合併等の一般承継は可能。
- ・ 地域団体商標に係る商標権については、通常使用権の設定は可能だが、専用使用権の設定は不可。

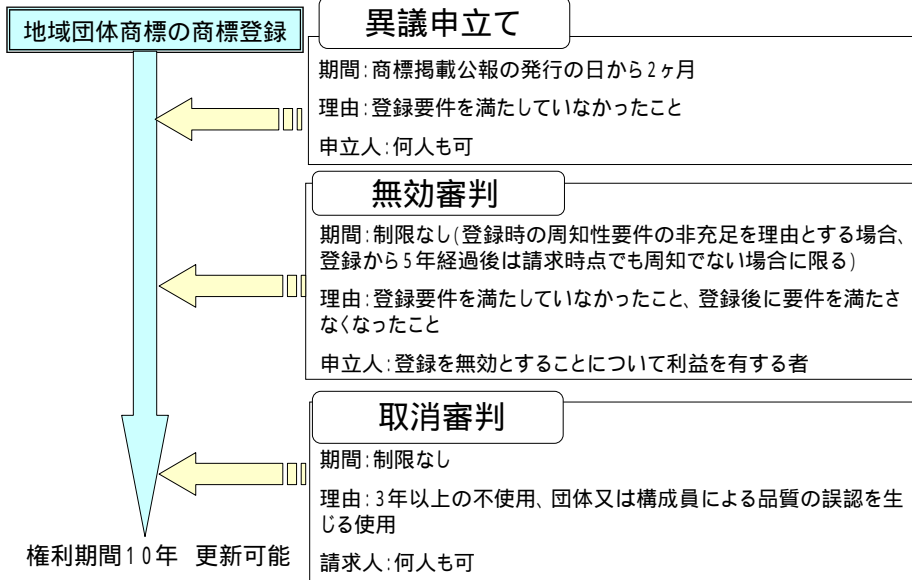
通常使用権:

商標権者から許諾を受けた場合に他人が登録商標を使用できる権利(第31条)。通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をすることができる(第31条第2項)。登録は効力発生の要件ではないが、登録することも可能。

専用使用権:

商標権者から許諾を受けた場合に他人が独占的に登録商標を使用できる権利(第30条)。専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をすることができる権利を専有し(第30条第2項)、商標権者はその範囲では登録商標を使用することができなくなる。登録が効力発生の要件となる。専用使用権者は、他人の侵害行為に対して、自ら、差止請求や損害賠償請求を行うことができる。

10 . 異議申立て・無効審判・取消審判



1. 異議申立て・無効審判について(第43条の2、第46条)

地域団体商標の商標登録が登録要件である第7条の2に違反する場合を、異議申立事由及び無効審判請求事由とするとともに、当該商標が事後的に周知性を失っている場合及び地域団体商標に係る商標権者が主体要件を満たさなくなった場合等を、無効審判請求事由に追加している。

(1) 異議申立て(第43条の2第1号)

・第7条の2第1項により、本来的に審査で拒絶されるべきものが誤って商標登録を受けた場合

(2) 無効審判(第46条第1項第1号)

・第7条の2第1項に係る審査で拒絶されるべきものが誤って商標登録を受けた場合

(3) 事後的な無効審判(第46条第1項第6号)

地域団体商標に係る登録商標が登録後に周知性を失っている場合

商標権者が組織変更等により主体要件を満たさなくなった場合

第7条の2第1項各号に掲げる商標に該当しなくなった場合

*第3条第1項第1号・第2号、第4条の登録要件を満たさない場合も異議申立事由及び無効審判請求事由となる。

2. 無効審判の除斥期間について(第47条)

地域団体商標の登録要件(第7条の2第1項)を満たしていなかった場合については、無効審判の除斥期間(登録から5年)の対象としていない。

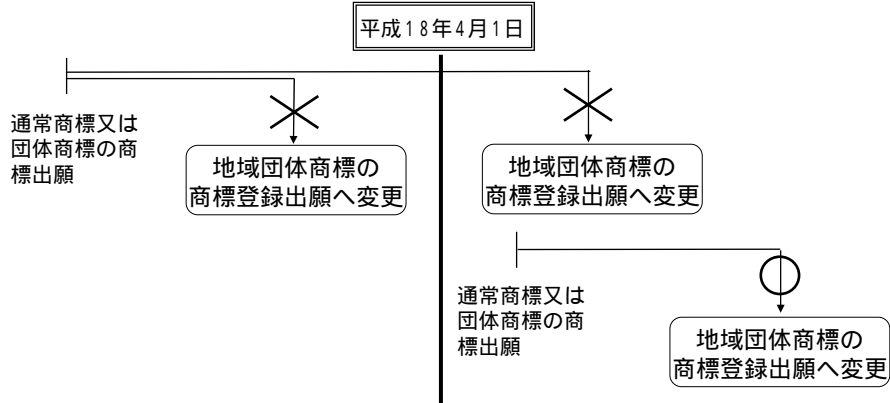
ただし、周知性要件を満たしていなかったことを理由とする無効審判の請求については、登録から5年を経過し、かつ、請求当時においては周知性を獲得するに至っている場合には、請求できないこととしている(第47条第2項)。

11. 施行日・経過措置

平成18年4月1日から施行

平成18年4月1日以降から地域団体商標登録出願が可能。

改正法施行前の出願に係る出願の変更の制限(経過措置)



1. 施行日

改正法は平成18年4月1日から施行され、同日より地域団体商標の商標登録出願が可能となる。

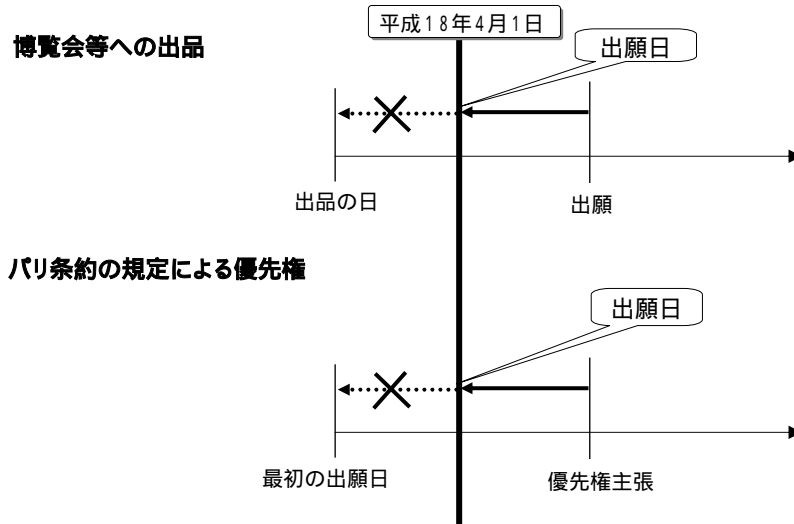
2. 経過措置

< 改正法施行前の出願に係る出願の変更の制限(附則第2条第1項及び第2項) >

平成18年4月1日の施行前に地域団体商標に係る商標登録出願をすることはできないため、改正法施行前の通常商標又は団体商標の商標登録出願を改正法施行前又は改正法施行後に地域団体商標の商標登録出願に変更することは認められない。改正法施行後の通常商標又は団体商標の商標登録出願については、地域団体商標の商標登録出願に変更することが可能である。

については、防護標章登録出願から地域団体商標への出願の変更についても同様に扱われる。

出願日に係る制限(経過措置)



< 出願日に係る制限 >

商標法においては、一定の場合に出願日の効果を現実の出願日以前のある時点とみなす旨の特則を置いている場合があるが、その出願日の効果が改正法の施行前になるとき、これは実質的に改正法施行前に地域団体商標の商標登録出願を可能としたのと同じ効果を生じるため、そのまま出願日の効果を認めるのは適当ではない。そこで、このような場合には、出願日は改正法の施行日である平成18年4月1日とみなす旨の特則を設けている。

具体的には、現行商標法において認められた出願日の効果についての定めのある以下の規定について出願日の効果を平成18年4月1日とみなす旨を規定している。

博覧会等への出品(附則第2条第3項)

パリ条約の規定による優先権(附則第2条第4項)

参考・改正法成立までの経緯

特許庁においては、平成16年5月27日に知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2004」及び平成16年5月に経済産業省が策定した「新産業創造戦略」に基づき、地域ブランドの商標法における保護の在り方について、現地調査、海外調査を含め、調査・検討を行った。

また、産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された商標制度小委員会（委員長：土肥一史 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）において、第9回から第12回まで計4回にわたり審議を行い、平成16年12月10日から平成17年1月10日には『「地域ブランドの保護について」（報告書案）に対する意見募集』を行った。商標制度小委員会における審議及び意見募集の結果を踏まえて、「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」と題する報告書がとりまとめられた。なお、同報告書は、平成17年2月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。

「商標法の一部を改正する法律案」は、庁内における検討、上述の報告書等を踏まえて策定され、閣議決定された後、第162回通常国会に提出され、成立した。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人は、この法律による改正後の商標法第十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、その商標登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができない。

2 この法律の施行の際現に特許庁に係属している防護標章登録出願に係る防護標章登録出願人は、商標法第十二条第一項の規定にかかわらず、その防護標章登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができない。

3 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日（以下この項において「出品等の日」という。）が、平成十八年四月一日前であるときは、出品等の日は平成十八年四月一日とみなす。

4 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第十三条第一項又は同項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定により優先権を主張しようとする場合（商標法第九条の二又は第九条の三の規定により優先権を主張することができることとされている場合を含む。）において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の日（以下この項において「出願日」という。）が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。

5 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

改正案

現行

(地域団体商標)

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)又はこれに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)
 ()は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

2 | 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商

品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

（出願の変更）

第十一条 商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願（団体商標の商標登録出願及び地域団体商標の商標登録出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ。）又は地域団体商標の商標登録出願に変更することができる。

2 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に変更することができる。

3 商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願に変更することができる。

4 前三項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

5 第一項から第三項までの規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。

6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。

（出願の変更）

第十一条 商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願（団体商標の商標登録出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ。）に変更することができる。

2 商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することができる。

3 前二項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

4 第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。

5 前条第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。

第十二条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項及び第三項並びに前条第五項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む)、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。
- 二・三 (略)

(商標権の移転)

第二十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。

(専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権及び地域団体商標に係る商標権については、この限りでない。

2・4 (略)

(団体構成員等の権利)

第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する第七条第一項に規定する法人の構成員(以下「団体構成員」という。)又は地

第十二条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項及び第三項並びに前条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む)、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。
- 二・三 (略)

(商標権の移転)

第二十四条の二 (略)

2・3 (略)

(専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。

2・4 (略)

(団体構成員の権利)

第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する第七条第一項に規定する法人の構成員(以下「団体構成員」という。)は、当

域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員（以下「地域団体構成員」という。）は、当該法人又は当該組合等の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標又は地域団体商標に係る登録商標の使用を有する権利を有する。ただし、その商標権（団体商標に係る商標権に限る。）について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用を有する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 (略)

3 団体構成員又は地域団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第五十条、第五十二条の二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十二条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用を有する権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 (略)

第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を

該法人の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する。ただし、その商標権について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用を有する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 (略)

3 団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第五十条、第五十二条の二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

4 団体商標に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 (略)

有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 第三十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

(登録異議の申立て)

第四十三条の二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたこと。

二 (略)

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

(登録異議の申立て)

第四十三条の二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号の一に該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたこと。

二 (略)

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の一に該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項又

第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二五 (略)

六 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第七条の二第一項各号に該当するものでなくなつているとき。

2・3 (略)

第四十六条の二 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、商標登録が前条第一項第四号から第六号までに該当する場合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項第四号から第六号までに該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号から第六号までに該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。

第四十七条 (略)

2 商標登録が第七条の二第一項の規定に違反してされた場合(商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。)であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二五 (略)

2・3 (略)

第四十六条の二 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、商標登録が前条第一項第四号又は第五号に該当する場合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項第四号又は第五号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号又は第五号に該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。

第四十七条 (略)

(防護標章登録の要件)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

(出願の変更)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項及び第三項並びに第十一条第五項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (略)

2 第十四条から第十五条の二まで及び第十六条から第十七条の二までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第十五条第一号中「第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは、「第六十四条」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第四十三条の二から第四十五条まで、第四十六条(第一項第三号を除く。)、第四十六条の二、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中「第三条、第四条第一項、第七條の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一

(防護標章登録の要件)

第六十四条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項及び第三項並びに第十一条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (略)

2 第十四条から第十五条の二まで及び第十六条から第十七条の二までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第十五条第一号中「第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは、「第六十四条」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第四十三条の二から第四十六条の二まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中「第三条、第四条第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五

条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同項第五号中「その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるとき」とあるのは「その商標登録が第六十四条の規定に違反することとなつたとき」と読み替へるものとする。

5
(略)

(拒絶理由の特例)

第六十八条の三十四 第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替へて準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2
(略)

(商標登録の無効の審判の特例)

第六十八条の三十八 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六条第一項の審判については、同項中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定に違反してされたとき」とする。

十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同項第五号中「その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるとき」とあるのは「その商標登録が第六十四条の規定に違反することとなつたとき」と読み替へるものとする。

5
(略)

(拒絶理由の特例)

第六十八条の三十四 第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号の」に該当するとき」とあるのは、「次の各号の」に該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替へて準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2
(略)

(商標登録の無効の審判の特例)

第六十八条の三十八 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六条第一項の審判については、同項中「次の各号の」に該当するとき」とあるのは、「次の各号の」に該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定に違反してされたとき」とする。

商標制度の概要

[1] 商標とは

商標とは？

事業者の商品や役務（サービス）に使用するマーク

自己と他の事業者の商品や役務（サービス）とを識別するマーク

(1) 商標制度の目的

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品・役務(サービス)を他人の商品・役務と区別するために、その商品・役務について使用する標識(マーク)をいいます。そのため、商標権はマークとそのマークが使用される商品・役務の組み合わせで一つの権利になっています。

事業者が円滑な経済活動を行っていくためには、取引者・需要者がある商品や役務に接したときその商品や役務は、誰の事業に係るものなのか、以前購入した商品や役務と同じものである、といった事柄が区別できる制度が必要です。

そこで、商標制度は、商品や役務に付される識別標識である商標を保護することを定めて、その商標が付された商品や役務の出所を表示する機能等により、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与し、一方で需要者の利益を保護しようというものです(商標法第1条)。なお、商品及び役務のいずれについて使用するものも商標(トレードマーク)といいますが、両者を区別する必要がある場合は、商品について使用するものを「トレードマーク」、役務について使用するものを「サービスマーク」ということがあります。

(2) 保護対象

商標法では、「商標」を「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明し若しくは譲渡する者がその商品について使用するもの、業として役務を提供し若しくは証明する者がその役務について使用するもの」(商標法第2条第1項)と定義し、これらを保護の対象としています。なお、商標を構成要素でみると次のように分けることができます。

文字商標

(例)

EPSON

図形商標

(例)



立体商標

(例)



文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上が結合した商標

(例)



[2] 商標登録の効果

商標権は、設定の登録をすることにより発生します。
商標権は、全国的に効力が及び、権利者は、指定商品又は指定役務について登録商標を10年間使用できます。
また、侵害者に対して侵害行為の差し止め、損害賠償等を請求できます。

[3] 登録を受けられない商標

商標登録を受けることができるか否かは、
自己と他人の商品・役務（サービス）と識別可能か
公共の機関等のマークと紛らわしい等公益性に反しないか
他人の登録商標や周知商標等と紛らわしくないか
などといった観点から審査されます。

登録を受けることのできない商標としては、例えば、以下の(1)～(3)に掲げるものがあります。

(1) 自他商品・役務を識別(区別)できる商標でないとき(商標法第3条)

商標は自己と他人の商品又は役務とを識別(区別)することができないと商標として機能しないので、以下に該当する商標は登録を受けることができません。

商品又は役務の普通名称のみを表示する商標(商標法第3条第1項第1号)

普通名称とは、その商品又は役務の一般的名称であると認識されるに至っているものをいい、略称や俗称も普通名称として扱います。

(例)商品「アルミニウム」について「アルミニウム」又は「アルミ」

商品・役務について慣用されている商標(商標法第3条第1項第2号)

慣用商標とは、同種類の商品又は役務について、同業者間で普通に使用されるようになったため、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標のことをいいます。

(例)商品「清酒」について「正宗」

商品の産地、販売地、品質等又は役務の提供の場所、質等のみを表示する商標(商標法第3条第1項第3号)

商品の産地、販売地や役務の提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標のことをいいます。

- (例)商品の産地、販売地 ...商品「菓子」について「東京」
- 商品の品質 ...商品「シャツ」について「特別仕立」
- 役務の提供場所...役務「飲食物の提供」について「東京銀座」
- 役務の質 ...役務「医業」について「外科」

ありふれた氏又は名称のみを表示する商標(商標法第3条第1項第4号)

「ありふれた氏又は名称」とは、例えば、電話番号簿において同種のものが多数存在するものをいいます。また、ありふれた氏、業種名等に「株式会社」「商店」などを結合してなる商標も「ありふれた名称」に含まれます。

- (例)山田、スズキ、WATANABE、田中屋、佐藤商店、株式会社山田

極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標(商標法第3条第1項第5号)

(例)仮名文字1字、数字、ありふれた輪郭(、 、 等)、ローマ文字(A~Z)1又は2字
その他何人かの業務に係る商品又は役務であるかを認識することができない商標(商標法第3条第1項第6号)

- (例)地模様(例えば、模様のなものの連続反復)のみ、標語(キャッチフレーズ)、現元号

ただし、上記 ~ までに該当する商標であっても、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務を認識することができるものについては、登録を受けることができます(商標法第3条第2項)。

(2) 公共の機関等の標章と紛らわしい等公益性に反する商標であるとき(商標法第4条)

公益的に使用されている標識と紛らわしい商標や需要者の利益を害するおそれのある商標は登録を受けることができません。

国旗、菊花紋章、勲章、外国の国旗と同一又は類似の商標(商標法第4条第1項第1号)

外国、国際機関の紋章、標章等であって経済産業大臣が指定するもの、赤十字の標章等と同一又は類似の商標(商標法第4条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号)

国、地方公共団体等を表示する著名な標章等と同一又は類似の商標(商標法第4条第1項第6号)

- (例)都道府県、市町村、都営地下鉄の標章

公の秩序、善良な風俗を害するおそれがある商標(商標法第4条第1項第7号)

商品の品質、役務の質の誤認を生じさせるおそれのある商標(商標法第4条第1項第16号)

- (例)商品「ビール」について「 ウイスキー」の商標

(3) 他人の登録商標又は周知・著名商標等と紛らわしいとき(商標法第4条)

他人の商標、他人の氏名・名称等と紛らわしい商標は登録を受けることはできません。

他人の周知商標と同一又は類似の商標であって、同一又は類似の商品・役務に使用するもの(商標法第4条第1項第10号)

他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、指定商品・役務と同一又は類似のもの
(商標法第4条第1項第11号)

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれのある商標(商標法第4条第1項第15号)

他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標(商標法第4条第1項第19号)

[4] 出願から商標権取得までの流れ

商標制度では、出願されたものは審査官によって審査され、拒絶理由のないものは登録査定されます。その後、登録料(10年分又は5年分)を納付することにより設定登録されます。登録されると商標公報が発行されます。

商標権の存続期間は、登録の日から10年をもって終了しますが、更新登録の申請によって更新できます。

(1) 出願書類の作成・提出

商標登録出願をするためには、出願人、登録を受けようとする商標、商標を使用する商品又は役務を記載した願書及び必要な書面を添付して特許庁に提出します(オンライン出願又は紙出願)。出願料は、6,000円+(区分数×15,000円)です。区分とは、いわゆる類別のことで、ニース協定に基づく国際分類に即して、商品について34分類、役務について11分類あります。

(2) 商標登録出願の種類

商標登録出願(商標法第5条)

商標登録出願は、出願人の業務に係る商品又は役務に使用をする商標の登録を受けるための出願です。

団体商標登録出願(商標法第7条)

団体商標登録出願は、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用をさせる商標の登録を受けるための出願です。

地域団体商標出願

地域団体商標は、事業者を構成員に有する団体がその構成員に使用をさせる商標であって、地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標の登録を受けるための出願です。地域団体商標の登録出願は、改正法の施行日(平成18年4月1日)から可能となります。

(3) 登録査定への対応

登録料の納付と商標権の設定(商標法第18条第1項及び第2項、第40条第1項)

登録査定を受けた場合は、その謄本送達後30日以内に、「商標登録料納付書」を提出します。登録料は、66,000円×区分数となります。登録料が納付されると商標原簿に設定登録され、商標権が発生します。

登録料の分割納付(商標法第41条の2)

登録料の納付は、納付期限内に一括して10年分を納付することができますが、例えば、短ライフサイクル商品に係る商標の場合には、前半部の5年と後半部の5年に分割して納付することができます。この場合において、前半分だけの登録料を納付して後半分の登録料を納付しなかったときは、存続期間の満了前5年の日で商標権は消滅します。

分割納付の場合の登録料は、前、後半分のいずれも44,000円×区分数となります。

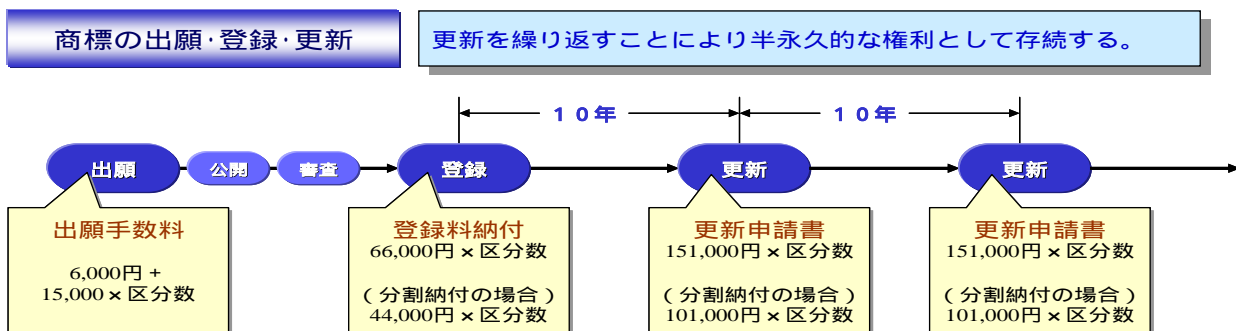
(4) 登録異議申立(商標法第43条の2)

設定登録後、商標公報の発行日から2月間は、何人も登録異議の申立てができます。登録異議申立制度は、商標登録に対する信頼性を高めるという公益的な目的を達成するために、その登録が妥当かどうか審理し、瑕疵ある場合にその是正を図る制度です。

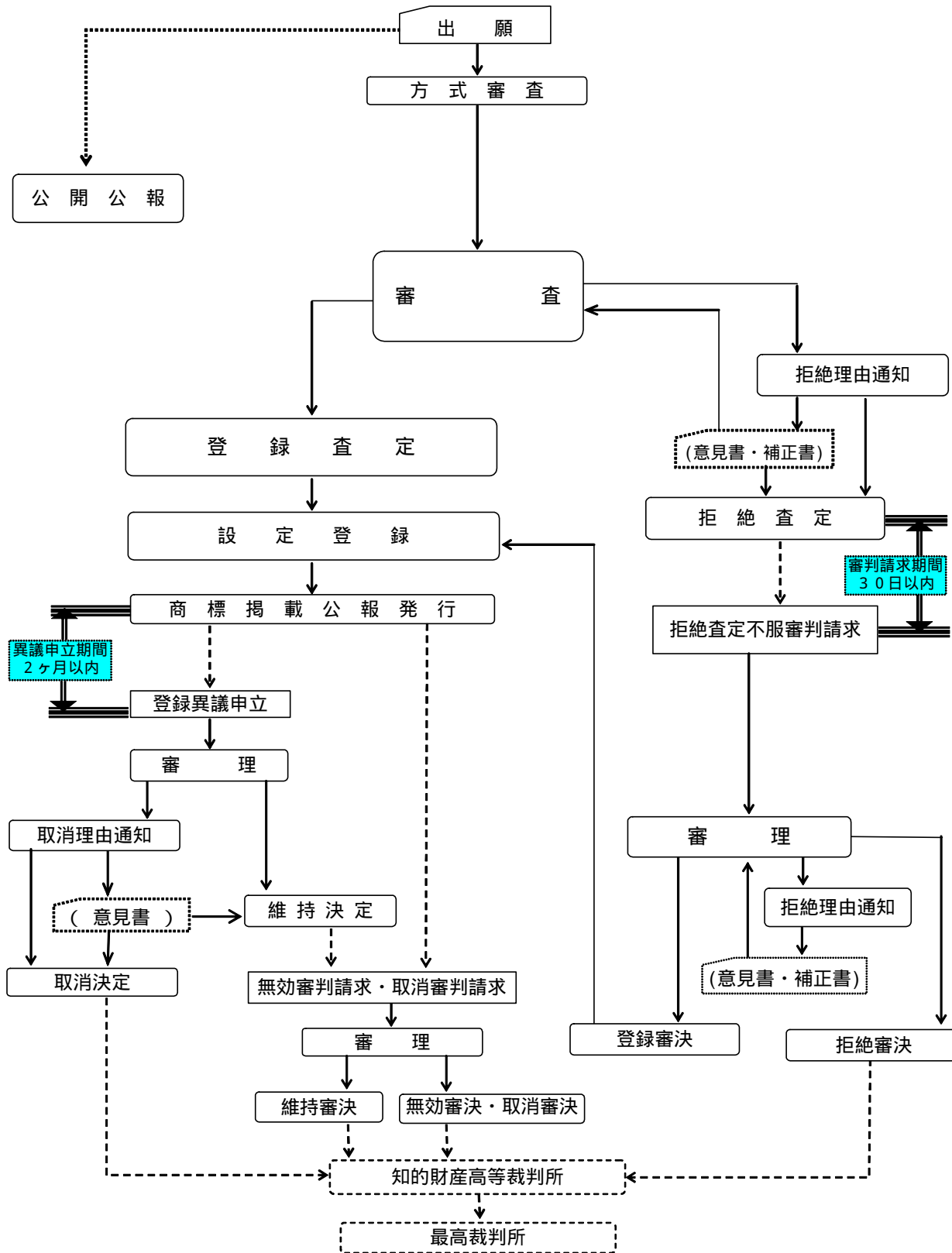
(5) 商標権の存続期間の更新(商標法第19条)

商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年ですが、商標は長年にわたり使用されるものがあるので、商標権の存続期間は、更新登録の申請によって何度でも更新が可能です。更新料は、151,000円×区分数となります。

なお、更新登録の申請についても分割納付をすることができます(この場合の更新料は前、後半分のいずれも101,000円×区分数)。



(参考) 商標登録出願の流れ



問い合わせ先一覧

特許庁所在地 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
開庁日 月～金曜日(平日)
問い合わせ受付時間 9:00～17:30
電話<代表> 03-3581-1101(音声ガイダンスに従って操作してください)

<法改正に関すること>

総務部 総務課 制度改正審議室
内線 2118 Fax 03-3501-0624 PA0A00@jpo.go.jp

<審査・運用に関すること>

審査業務部 商標課 商標制度企画室
内線 2806 Fax 03-3595-2747 PA1T80@jpo.go.jp

北海道経済産業局特許室
〒060-0807
札幌市北区北7条西2丁目 北ビル7階
電話番号 011-747-8252 Fax 011-746-7359

東北経済産業局特許室
〒980-0014
仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル7階
電話番号 022-233-9730 Fax 022-262-5906

関東経済産業局特許室
〒330-9715
さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
電話番号 048-600-0319 Fax 048-601-1303

中部経済産業局特許室
〒460-0008
名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビルB2階
電話番号 052-223-6604 Fax 052-223-6524

近畿経済産業局特許室
〒543-0061
大阪市天王寺区伶人町2-7 関西特許情報センター1階
電話番号 06-6772-5004 Fax 06-6772-5034

中国経済産業局特許室
〒730-8531
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館1階
電話番号 082-224-5625 Fax 082-224-5646

四国経済産業局特許室
〒761-0301
高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階
電話番号 087-869-3790 Fax 087-869-3790

九州経済産業局特許室
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル2階
電話番号 092-481-2468 Fax 092-481-2496

沖縄総合事務局特許室
〒900-0016
那覇市前島3-1-15 大同生命那覇ビル5階
電話番号 098-867-3293 Fax 098-867-3286